

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 規 則

○長崎県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

所管課(室)名

市 町 村 課

規 則

長崎県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月1日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第35号

長崎県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

長崎県住民基本台帳法施行細則（平成14年長崎県規則第45号）の一部を次のように改正する。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号

本人確認情報開示請求書

年 月 日

長崎県知事

様

請 求 書	氏 名	
	住 所	(〒 ー)
	連 絡 先 (電話番号)	

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の32第1項の規定により、自己に係る本人確認情報の開示を請求します。

氏 名		生 年 月 日	年 月 日
性 別		住 民 票 コード	
住 所	〒		
開 示 方 法	ア 本人確認情報確認書の交付 イ 出力された帳票の提示 ウ ディスプレイ（専用端末の画面の表示）の閲覧		
連 絡 先 の 電 話 番 号	() ー		

- 注 1 法定代理人が請求する場合は、下線部を「下記の者に係る」とする。
 2 開示方法は、希望するものを○で囲んでください（複数でも可）。ただし、アの本人確認情報確認書の交付は、1枚につき10円が必要となります。長崎県収入証紙により納入してください。
 3 請求には、本人であること（又は法定代理人自身であること）を確認するために必要な書類（個人番号カード、運転免許証、健康保険の被保険者証その他の書類。事前に下記の担当課までお問い合わせください。）の提示が必要です。
 4 郵送で請求を行う場合には、3の書類（又は3の書類の写し）を提出してください。
 5 法定代理人による請求の場合は、3の書類のほか戸籍謄本等本人との関係を証明するために必要な書類の提示（郵送の場合は提出）が必要です。
 6 郵送による交付の場合は、書留郵便料金に相当する額の切手が必要です。

ここに証紙を貼ってください。

※担当課 長崎県地域振興部市町村課 (095-824-1111 (内2133))

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表(八二四)一一一
直通(八九五)二二二
四

印刷所
長崎県
長崎市弥生町八番三十号

株式会社
永泰
岩永印刷
明所